三〇			
三〇・〇一	臓器療法用の腺その他の器官（乾燥したものに限るものとし、粉状にしてあるかないかを問わない。）及びその器官又はその分泌物の抽出物で臓器療法用のもの並びにヘパリン及び動物の物質（他の項に該当するものを除く。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
三〇・〇二	人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血、免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品（変性したものであるかないかを問わない。）並びにワクチン、毒素、培養微生物（酵母を除く。）その他これらに類する物品	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
三〇・〇三	医薬品（治療用又は予防用に混合した二以上の成分から成るもので、投与量にしてないもの及び小売用の形状にしてないものに限るものとし、第三〇・〇二項、第三〇・〇五項又は第三〇・〇六項の物品を除く。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
三〇・〇四	医薬品（混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの（経皮投与剤の形状にしたものを含む。）又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第三〇・〇二項、第三〇・〇五項又は第三〇・〇六項の物品を除く。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
三〇・〇五	脱脂綿、ガーゼ、包帯その他これらに類する製品（例えば、被覆材、ばんそうこう及びパップ剤で、医薬を染み込ませ若しくは塗布し又は医療用若しくは獣医用として小売用の形状若しくは包装にしたもの	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
三〇・〇六	この類の注４の医療用品		
三〇〇六・一〇	外科用のカットガットその他これに類する縫合材（外科用又は歯科用の吸収性糸を含む。）、切開創縫合用の接着剤、ラミナリア（外科用又は歯科用の吸収性止血材及び外科用又は歯科用の癒着防止材（吸収性があるかないかを問わない。）（殺菌したものに限る。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
三〇〇六・二〇	血液型判定用試薬	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
三〇〇六・三〇	エックス線検査用造影剤及び患者に投与する診断用試薬	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
三〇〇六・四〇	歯科用セメントその他の歯科用充塡材料及び接骨用セメント	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
三〇〇六・五〇	救急箱及び救急袋	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
三〇〇六・六〇	避妊用化学調製品（第二九・三七項のホルモンその他の物質又は殺精子剤をもととしたものに限る。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
三〇〇六・七〇	医学又は獣医学において外科手術若しくは診療の際に人若しくは動物の身体の潤滑剤として又は人若しくは動物の身体と診療用機器とを密着させる薬品としての使用に供するよう調製したゲル	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
三〇〇六・九〇	その他のもの		
三〇〇六・九一	癆（ろう）造設術用と認められるもの	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
三〇〇六・九二	薬剤廃棄物	ＷＯ	
三一			
三一・〇一	第三一類　肥料		
三一・〇一・〇〇	動物性又は植物性の肥料（これらを相互に混合してあるかないか又は化学的に処理してあるかないかを問わない。）及び動物性又は植物性の生産品を混合し又は化学的に処理して得た肥料	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
三一・〇二	窒素肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
三一・〇三	りん酸肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
三一・〇四	カリ肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	

三一・〇五	肥料成分（窒素、りん及びカリウム）のうち二以上を含有する肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）及びその他の肥料並びにこの類の物品をタブレット状その他これに類する形状にし又は容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下に包装したもの	ＣＴＨ（第三一・〇二項までの各項の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇	
三一・〇一	第三二類　なめしエキス、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ		
三二・〇一	植物性なめしエキス並びにタンニン及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
三二・〇二	合成有機なめし剤、無機なめし剤、調製したなめし剤（天然なめし料を含有するかしないかを問わない。）及びなめし前処理用の酵素系調製品		
三二〇二・一〇	合成有機なめし剤	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
三二〇二・九〇	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	
三二〇三・〇〇	植物性又は動物性の着色料（染色エキスを含み、化学的に単一であるかないかを問わないものとし、獣炭を除く。）及びこの類の注３の調製品で植物性又は動物性の着色料をもととしたもの	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
三二〇四	有機合成着色料（化学的に単一であるかないかを問わない。）、この類の注３の調製品で有機合成着色料をもととしたもの及び蛍光増白剤又はルミノホアとして使用する種類の合成した有機物（化学的に単一であるかないかを問わない。）	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	
三二〇五・〇〇	レーキ顔料及びこの類の注３の調製品でレーキ顔料をもととしたもの	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
三二〇六・一一	二酸化チタンをもととした顔料及び調製品		
三二〇六・一九	その他のもの	ＣＴＳＨ（第三二〇六・一九号の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇	
三二〇六・二〇	クロム化合物をもととした顔料及び調製品	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	
三二〇六・四一	ウルトラマリン及びこれをもととした調製品	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	
三二〇六・四二	硫化亜鉛をもととしたリトポンその他の顔料及び調製品	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	
三二〇六・四九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	
三二〇六・五〇	ルミノホアとして使用する種類の無機物	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
三二・〇七	調製顔料、調製乳白剤、調製絵の具、ほうろう、うわぐすり、うわぐすり用のスリップ、液状ラスターその他これらに類する調製品（窯業に使用する種類のものに限る。）及びガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	
三二・〇八	ペイント及びワニス（エナメル及びラッカーを含むものとし、合成重合体又は化学的に変性させた天然重合体をもととしたもので、水以外の媒体に分散させ又は溶解させたものに限る。）並びにこの類の注４の溶液	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
三二・〇九	ペイント及びワニス（エナメル及びラッカーを含むものとし、合成重合体又は化学的に変性させた天然重合体をもととしたもので、水性媒体に分散させ又は溶解させたものに限る。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	